

初の女子学生

一九四五（昭和二十）年十月、第二次世界大戦の敗戦処理と連合国占領軍の受け入れを進めた東久邇内閣の総辞職を受けて、幣原喜重郎内閣が成立した。

GHQのマッカーサー元帥は、幣原内閣に婦人解放・労働組合結成奨励・教育の自由主義化・秘密審問司法制度撤廃・経済機構民主化からなる五大改革を指令し、あわせて大日本帝国憲法の改正を示唆した。

これを契機に、憲法改正をはじめとする「戦後改革」が進められていくが、なかでも「婦人解放」をめぐる諸改革は「戦後民主化」を象徴する大きな出来事であった。

同年十二月には衆議院議員選挙法が改正公布されて婦人参政権が確立し、四七年の日本国憲法施行と刑法・民法改正によって姦通罪や家父長制的な家制度が廃止されるなど、政治・社会全般にわたって男女平等を確立するための改革が続いたのである。

さらに教育についても、幣原内閣は四五年十二月に女

子教育刷新要綱を制定し、女子大の創設、大学の男女共学制実施、女子専門学校・高等女学校の学科程度引き上げを閣議決定して改革に着手している。

改革の基本理念は、「教育の男女機会均等」・「教育内容の平準化」・「男女の相互尊重」とされ、その精神は四七年三月の教育基本法・学校教育法公布へと受け継がれていった。

これらの教育改革により、全国の大学では四六年度より女子学生の入学を認め、高等教育の門戸を女子に開放することとなった。本学においても、同年四月、中村恵美子・箕輪イネ・永石泰子の三人が法学部本科（夜間）に入学し、初の女子学部学生が誕生している。

三人は、ともに明治大学専門部女子部法科を四三年に卒業したクラスメイトであり、敗戦直後の社会的混乱の中で、再び勤労学生として勉学を志したのである。また、同年四月末日段階の学内統計には、昼間の法学部に二名

の女子学生在籍が記録されているが、詳細は確認できていない。

他方、当時の私立大学には学部・予科からなる大学とは別に、専門部という学校が併設されていた。専門部とは、主に中等学校卒業者に専門教育を教授する学校であり、卒業後は学部へ入学することも可能であった。そして、前記の明治大学専門部などでは、二八年以降女子生徒の入学を認め、三一年には女子卒業生の学部入学を許可するなどの女子教育を実施していた。

これに対して、中央大学専門部では女子生徒の入学を認めていなかったため、学部の間戸開放にあわせて四六



初の女子学生（1949年3月卒業式当日）

年度より男女共学制に移行している。同年度の「専門学校入学者表」によれば、この年に中央大学

専門部を受験した女子は一〇人おり、そのうち七人の高等女学校卒業生が専門部本科に入学していることがわかる。

このようにして中央大学・同専門部に入学した女子学生・生徒たちは、明確な目的意識をもって学校を選択したようである。四六年十月五日付の『中央大学新聞』は、「中大に何を求めるか？」と題した女子学生の座談会記事を掲載しているが、そこにおいて彼女たちは、法律学を学ぶことによって将来女性の地位向上に繋がる仕事をしたいという志望理由を明言し、あわせて女子用便所ほかの設備充実を要望している。

彼女たちの活動は、翌四七年の女子学生会設立へと結びついていくが、劣悪な教育環境の中で、彼女たちの向学心を支えていたのが「婦人解放」の理念であったことは容易に想像がつくであろう。

その意味では、学部在学中の四八年に司法試験に合格した前述の永石泰子が、静岡地裁沼津支部裁判官を務めていた七三年十二月に「男女の定年格差」を違憲とする判断を下している事実もまた、彼女たちの問題意識と研鑽を象徴するような出来事であったといえよう。